

議事要旨

会議名	平成30年度第1回芦屋中央病院評価委員会			会場	芦屋町役場 4階41会議室	
日時	平成30年7月12日(木) 午後2時～午後3時50分					
件名・議題	1. 開会 2. 町長あいさつ 3. 委嘱状交付 4. 委員長および副委員長の選出 5. 議題 (1) 地方独立行政法人法の改正に伴う芦屋町の評価方法について (2) 業務実績報告書(法人の自己評価)について ①平成29事業年度に係る業務実績報告書 ②第1期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書 6. その他 (1) 今後の開催日程(予定) 7. 閉会					
委員等の出欠	委員長	山口 徹也	出	オブザーバー (企画政策課)	池上 亮吉	出
	副委員長	松田 晋哉	欠	オブザーバー (病院)	櫻井 俊弘	出
	委員	江川 万千代	出	オブザーバー (病院)	井下 俊一	欠
	委員	貞安 孝夫	出	オブザーバー (病院)	森田 幸次	出
	委員	中山 顯兒	欠	オブザーバー (病院)	竹井 安子	出
	委員	内海 猛年	出	オブザーバー (病院)	中野 悟子	出
	事務局	藤永 詩乃美	出	オブザーバー (病院)	市村 修	出
	事務局	有田 昌子	出	オブザーバー (病院)	坂本 林太郎	出
	事務局	甲斐 智志	出			
合意・決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・町長より委員に対して、委嘱状の交付がされた。 ・地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例第5条第1項の規定に基づき、委員長に山口氏、副委員長に松田氏が選任された。 ・芦屋中央病院から事業年度業務実績報告書の報告を受け、委員評価について、期日までに提出することとなった。 					

○議題 (1) 地方独立行政法人法の改正に伴う芦屋町の評価方法について

・事務局より 30 年 4 月の地方独立行政法人法（以下法という。）改正により、変更になった点について説明。

(委員長) 評価委員会の関与の度合いが法改正により変わっており、設立団体の長である芦屋町長に権限が移譲されている。評価委員会は意見を述べ、今までは業務改善の勧告まで行っていたが、これからは議会の議決が必要なものについて、専門的な知識を有する第三者として、法人の運営がより向上するように意見を述べることで関与していく。

(委員) 資料 1 の備考欄、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例（以下条例という。）第 2 条と参考資料 2 の地方独立行政法人芦屋中央病院の業務の実績に関する評価実施要領の 2 条は別のものか。

(事務局) 条例第 2 条は、参考資料の第 2 条の担当事務を示している。

(委員長) 法によると、町の判断で法律に反しない範囲で委員会に権限を与えることができるため、町の条例に基づき委員会の担当事務を把握している。

(委員) 今まで、各委員が評価していたが、しなくてよいのか。

(委員長) 各委員の評価はこれからもしていただく。今回、業務実績報告書に法人が自己評価しているが、次回 8 月 9 日の会議までに委員会の意見をとりまとめる。

(事務局) 委員会終了後、評価データをお送りするため、7 月 23 日までに意見をいただきたい。

(委員長) 8 月 9 日に各委員の意見を検討し、委員会の意見として取りまとめる。

○議題 (2) 業務実績報告書（法人の自己評価）について

①平成 29 事業年度に係る業務実績報告書

・芦屋中央病院より、「資料 4」について説明。

(第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 医療サービス)

(病院) (1) 地域医療の維持及び向上の項目について、整形外科 2 人、外科、内科の計 4 人の常勤医師を確保し、新病院で皮膚科は新設したが、耳鼻科の医師確保が出来なかったため、自己評価を昨年度同様のⅣとした。

(病院) (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供について、前年度は、通所リハビリを開設し、指標において計画を大きく上回っていたため、Ⅴとしたが、今年度は下回るものもあることからⅣとした。訪問看護の職員について、職員の希望に添った雇用時間にすることで 2 人確保した。

(病院) (3) 地域医療連携の推進について、自己評価は前年度と同様のⅢとした。

- (病院) (4) 救急医療への取組について、前年度と同様のⅢとした。
- (病院) (5) 災害時等における医療協力について、前年度と同様のⅣとした。
災害時に看護師を派遣する災害支援ナースに登録している。29年7月の九州北部豪雨災害時に看護師を派遣し、その経験を院内で他の職員にも周知した。
- (病院) (6) 予防医療への取組について、新病院での健診センターの設置など、病院としての体制は整えており、企業健診及び協会けんぽの健診件数は増加しているが、指標は下回ったため、前年度と同様のⅢとした。
- (病院) (7) 地域包括ケアの推進について、前年度と同様のⅣとした。

(第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 医療の質の向上)

- (病院) (1) 医療従事者の確保について、前述したとおり整形外科2人、外科、内科の計4人の常勤医師を確保している。皮膚科も新設し、看護師をはじめコメディカルの職員については、計画を上回って採用出来たため、Ⅴとした。
- (委員長) (P1からP19の説明の中で) 質問、意見はあるか。
- (委員長) P13(6) 予防医療への取組の中で、特定健診やがん検診のことが記載しているが、計画を下回った理由があれば説明いただきたい。
- (病院) 国保に関する特定検診、がん検診に関しては、芦屋町の担当課が計画及び推進をしており、病院としては受け身の体制となっている。件数に関しては病院としても憂慮しており、増加するための努力はしている。新病院では健診部門のスペースも大きく確保しており、体制としては整っているが、件数が伴っていない。芦屋町の担当課と協力し、件数を増やしたい。そのための一つの取組みとして、芦屋町で行っていた健診の申込みを病院で行うことにした。件数を増やすためには、住民の健診に対する考え方を変えることが必要になってくる。
協会けんぽについては、順調に件数が増えている。今後も件数を増やすための努力を続けていく。
- (委員長) 予防医療の取組に努めているが、主体的に出来ないということ、また30年度以降も健診件数の見立てが主体的に実施できないのであれば、計画を下回ってしまうことが懸念される。計画の数値の立て方や推進の方法で主体的に出来る方策があれば、取り組んでいただきたい。
- (病院) 数値目標は必要だが、この項目については、実態とそぐわない部分がある。検討していただきたい。
- (委員長) 必要に応じて、委員からの意見が出れば、検討したいと思う。
- (委員) P9(3) 地域医療連携の推進の中で、28年度、29年度とⅢとなっており、30

年度は地域包括ケア病床を設置することとしたと記載されている。P16 (7) の地域包括ケアの推進との関係を教えていただきたい。

(病院) 言葉は似ているが、地域包括ケアシステムと地域包括ケア病床は直結していない。地域包括ケアシステムは以前からあり、自治体が主体となり実施している。地域包括ケアシステム実現のために、病床を持っている病院の役割を設定していく。国が進めている地域医療計画、地域医療構想などの中でも地域包括ケア病床は回復期の医療を担う形である。急性期と慢性期の中間に位置する回復期に関わる機能を出来るだけ早く取り入れるために、施設基準で診療報酬の電子データ加算を取らないといけない。これを取るために時間がかかった。30年度、地域包括ケア病床は稼働している。一般病床についてもほとんどの病床を地域包括ケア病床としている。

30年度すぐに稼働できるように29年度に準備をした。

(委員) 29年度から準備しているため、IVでもよいのではないか。

IIIからIVになれば、改善が目に見えるのではないか。

(委員) P13の予防医療への取組についてだが、病院は健診の受診率を上げることが目的だと思う。特定健診は町が行うため、病院は企業健診や協会けんぽの健診の目標値を上げて、それらを取り組む方が評価は上がると思う。

(病院) 中期目標、中期計画を立てる時に、病院が直接的に実施する内容にしていたくように依頼すればよかったと反省している。

次期の中期目標、中期計画を立てる時は、直接病院が取り組むことが出来る内容になるように提案させていただきたい。

(第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 医療の質の向上)

(病院) (2) 医療安全対策の徹底について、前年度と同様のIVとした。

院内研修に関しては、100%受講を掲げており、前年より受講率は上がっている。

(病院) (3) 計画的な医療機器の整備について、前年度と同様のIVとした。医療機器については、例年計画を立て、ヒアリングをして購入している。新病院では1.5テスラのMRIを導入した。

(病院) (4) 第三者評価機関による評価について、ISO9001 認証取得のため委員会を立ち上げ、事務を進めた。審査は11月に行われ、1月に取得することが出来た。評価はIVとした。

(第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 患者サービスの向上)

- (病院) (1) 患者中心の医療の提供について、前年度と同様のⅣとした。
- (病院) (2) 快適性の向上について、新病院に移転し、施設、備品、医療機器も新しくなり快適性は向上しているため、Ⅴとした。
- (病院) (3) 相談窓口の充実について、相談件数は当初より上がっており、職員も充実させているため、前年度に引き続きⅤとした。
- (病院) (4) 職員の接遇向上について、前年度、年度計画の指標を研修について掲げており、それが達成出来なかったため、評価をⅡとした。29年度はe-ラーニングを活用し、職員全員が参加出来るように研修回数を多くし、参加者を増やした。また、意見箱の投書で接遇に関するものは、職員に周知し、患者満足度調査結果を見ても、評価は上がっているため、自己評価はⅣとした。
- (委員長) 調査結果はどこを参照すればよいか。
- (病院) 入院に関しては、参考資料 3-1 の P6。外来に関しては、参考資料 3-2 の P6 を参照いただきたい。
- (委員長) このアンケートは毎年実施する予定か。
- (病院) 28年度より実施し、30年度についても同時期に実施する。
- (委員) 入院の P3 も接遇に関係した内容である。
- (病院) (5) 地域住民への医療情報の提供について、前年度と同様のⅣとした。
- (委員) P25 の快適性の向上はⅣからⅤに上がっている。新病院になれば、施設等が新しく、気持ちは良いかもしれないが、患者はどのように感じているか。仮にテレビを置くことでどれくらい待ち時間の負担が減るかなどの数値的なものは出ないのか。
アンケート結果でも評価は普通が多いし、何を基準にⅤとしたのか。
患者満足度調査結果から評価したのか。
- (委員長) 快適性というのは、主観なので客観的に評価が出来ない。そもそも実施要領のⅣ、Ⅴなどの評価基準は、目標に比べてどういう状況かということになっている。新病院に移転するということが目標に上がっていれば、快適性については、目標通りだったということになる。快適性の向上について、目標を上回る検討を行って改善が行われたかという視点が、法人の自己評価の中で必要なのではないかと思う。
- (病院) 待ち時間について、二種類あると思う。受付してから、診療までの待ち時間と診療が終わってから会計までの待ち時間。会計については、院外処方を取り入れたことにより、薬の計算がないため、かなり短くなっていると思う。状況により異なる場合もあるが、通常は 15 分程度の待ち時間だと思う。

また、会計窓口にはポスレジが二つあるため、以前よりは待ち時間は短くなり、快適性は向上しているのではないかと思います。

ただ、電子カルテについて、旧病院でも電子カルテは導入していたが、新病院になり、患者の流れが変わり、受付の方法を変えたため、少し待たせる場合もある。時間がかかる患者については、職員が声かけをするなどの配慮をするように指導している。

(病院) 外来患者数は、旧病院に比べると10%程度増加している。病院としては、50%程度は増加したい。医師もまだ増える予定である。患者は増えたが、待ち時間が長いとなると、一度受診した患者が離れることも考えられる。待ち時間については、常に管理していく。また、電子カルテが導入され、ようやく職員も慣れてきている。待ち時間のことも含め、外来の診療体制を再度見直す。

(委員長) 待ち時間に関しては、テーマパークのディズニーランドは待ち時間が長いということで、満足度が下がっているという統計もある。待ち時間はサービス業にとって、快適性の大きな課題である。患者へ声かけをすることで、体感的な不満が減少するという心理学的な統計もある。体感的な待ち時間と実際のレイアウトやオペレーションを変更することにより、物理的な待ち時間を減らす必要もあると思う。確認だが、P25の快適性の向上には、待ち時間がキーワードであがっているが、その他はどのように考えているか。例えば部屋がわかりにくいなど。

(病院) 来院の際、不快な思いをされないことが大事だと思う。サインは十分に検討し、新病院では強化している。今後ご意見を聞き、改善していきたい。接遇に関して、患者からの意見はご意見箱を利用させていただくが、よほどのことがなければ、わざわざ書かない。気軽に意見をいただけるような仕組み作りを行いたい。

(委員) 快適性には、清潔な寝具や病院食の味など、待ち時間だけではなく、他にもあるのではないかと。

(委員長) 今の中期計画には、快適性は待ち時間のことが記載されているため、快適性を広く記載しても良いと思う。

(病院) 今年度より、職員食も始めた。食事に関してはアウトソーシングしているが、管理栄養士の管理のもと行っているため、評判は良い。

(委員) 快適性の視点について、今後検討する必要がある。

(委員) P30の法令遵守と情報公開について、評価はIVになっている。年度計画では諸規程の整備についてなどがあるが、本来病院が当然することなので、評価はVでなければいけないと思うが、いかがか。

(病院) 評価基準を見ると、計画を大幅に上回るレベルがVとなるため、計画どおりに進んだということでIVとしている。

この項目については、大幅に超えようがないため、Ⅳとなる。

(第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 法人運営管理体制の確立)

(病院) 運営会議や管理者全体会議は引き続き行っており、実務者会議は監督者連携会議に、新病院ワーキンググループはFPT委員会と広報戦略会議に形を変え、ブラッシュアップしている。また、ISO推進委員会、IT導入委員会及び緩和ケア検討委員会は引き続き行い、目的達成のために活動している。評価については、前年度同様のⅣとしている。

(第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 2 業務運営の改善と効率化)

(病院) (1) 人事考課制度の導入について、前年度と同様、試行を行い、被評価者に自己振り返りシートを作成させるところまでは行ったが、最終目標である処遇反映までは出来ていないため、評価はⅢとした。

(病院) (2) 予算の弾力化について、前年度と同様のⅣとした。高額医療機器の購入については、今までどおり行っている。独法化により、予算が弾力的に運用出来ている。

(病院) (3) 適切かつ弾力的な人員配置について、医師、看護師、社会福祉士、リハビリテーション職員、クラークを配置している患者支援センターに、介護支援専門員が加わった。評価は昨年度と同様のⅣとしている。

(病院) (4) 研修制度の推進について、前年度と同様のⅣとしている。

(委員) 第2業務運営の改善及び効率化に関する事項について、質疑はなし

(第3 財政内容の改善に関する事項 1 持続可能な経営基盤の確立)

(病院) (1) 健全な経営の維持について、前年度は指標を下回っていたが、新病院建設の中、黒字にしたことは評価できるということで、Ⅳの評価をいただいた。29年度については、指標を下回っていること、また新病院の経費に加えて、計画以上に医師および医療職員を確保したことで人件費が増えている。新病院を維持していくための未来の投資ではあるが、収支的には良くなかったため、評価はⅢとした。

費用が増えた分に関しては、30年度に地域包括ケア病床を設置、また30年度の医師の確保についても目途が立っているため、それらで収入を増やし、対応していく。

(病院) (2) 収入の確保について、新築移転に伴う入院制限を行ったこと、当初の予定以上の外来休診により、計画より収入が下回った。計画と比較すると収入は悪かったが、今後の収入増加のための対策はとっており、問題になるほどの下回り方ではないため、評価はⅢとした。

- (病院) (3) 支出の節減について、医療機器、医薬品、診療材料、消耗品に関しても節減に努めているが、医師をはじめ、医療職員の確保により、人件費が増加したため、評価はⅢとした。
- (病院) 病院の経営状況は P44 を参照していただくとわかるが、2 収支計画、29 年度計画では純利益が△526,671 千円に対し、実績は△630,498 千円となり、約 104,000 千円下回っている。このことから、経営に関する評価をⅢとした。
- (委員長) P41 から P48 で質問はあるか。
- (委員) なし

① 第 1 期中期目標期間に見込まれる業務実績報告書

- ・ 芦屋中央病院より、「資料 5」について説明。

第 1 期中期目標は 27 年度から 29 年度の積み上げと 30 年度の予定を組み込んだ評価となる。

(第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 医療サービス)

- (病院) (1) 地域医療の維持及び向上について、ケアミックス型の病院として引き続き行う。専門性の高い整形外科、それ以外についても計画どおり実施している。30 年はずでに肝臓病の医師を採用している。医師については、計画を上回る形で採用出来ており、地域包括ケア病床の設置も含め、計画どおりということで評価はⅣとしている。27 年度、28 年度の評価はⅣとなっている。
- (病院) (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供について、27 年度、28 年度の評価はⅣとなっている。在宅医療に関しては、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションを充実させているため、計画どおりの見込みで評価はⅣとしている。
- (病院) (3) 地域医療連携の推進について、27 年度、28 年度の評価はⅢとなっている。地域包括ケアを導入することで、病院からの紹介率が増加する見込みであるため、評価はⅣとした。
- (病院) (4) 救急医療への取組について、現状維持のため、評価はⅢとした。
- (病院) (5) 災害時等における医療協力について、27 年度、28 年度の評価はⅣとなっている。計画どおりのため、評価はⅣとした。
- (病院) (6) 予防医療への取組について、計画の指標の立て方に問題があるが、指標から評価すると、Ⅲとした。
- (病院) (7) 地域包括ケアの推進について、27 年度、28 年度の評価はⅣとなっている。計画どおりに実施したため、評価はⅣとした。

(第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 医療の質の向上)

- (病院) (1) 医療従事者の確保について、耳鼻科の医師を採用できる見込みがあり、看護師及びコメディカルの職員も計画以上の採用が出来ている。また、認定看護師 1 人を採用し、29 年度中に認定看護師の研修を 1 人が受講している。計画を大幅に上回っているため、評価はVとした。
- (病院) (2) 医療安全対策の徹底について、計画どおりの見込みのため、評価はIVとした。
- (病院) (3) 計画的な医療機器の整備について、計画どおりの見込みのため、評価はIVとした。
- (病院) (4) 第三者評価機関による評価について、計画どおりの見込みのため、評価はIVとした。

(第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 患者サービスの向上)

- (病院) (1) 患者中心の医療の提供について、計画どおりの見込みのため、評価はIVとした。
- (病院) (2) 快適性の向上について、評価はVとした。
- (病院) (3) 相談窓口の充実について、30 年度より緩和ケアを開始したことにより、相談も増えている。計画を大きく上回る見込みのため、評価はVとした。
- (病院) (4) 職員の接遇向上について、計画どおりの見込みのため、評価はIVとした。
- (病院) (5) 地域住民への医療情報の提供について、計画どおりの見込みのため、評価はIVとした。30 年度はホームページをリニューアルする予定である。

(第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 法令遵守と情報公開)

- (病院) 計画どおりの見込みのため、評価はIVとした。

(第 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 法人運営管理体制の確立)

- (病院) 委員会について、随時見直し、より良いものにしていく。計画どおりの見込みのため、評価はIVとした。

(第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 2 業務運営の改善と効率化)

- (病院) (1) 人事考課制度の導入について、過去の評価もⅢであるが、処遇の反映までは出来ていないため、評価はⅢとした。処遇反映については、今後も慎重に進めたいと考えている。

- (病院) (2) 予算の弾力化について、計画どおりの見込みのため、評価はⅣとした。
- (病院) (3) 適切かつ弾力的な人員配置について、計画どおりの見込みのため、評価はⅣとした。
- (病院) (4) 研修制度の推進について、計画どおりの見込みのため、評価はⅣとした。
- (第3 財政内容の改善に関する事項 1 持続可能な経営基盤の確立)
- (病院) (1) 健全な経営の維持について、地域包括ケアを導入し、入院収益を上げる見込みではあるが、減価償却費や人件費が大幅に増えているため、黒字になる見込みがないため、評価はⅢとした。
- (病院) (2) 収入の確保について、収入だけであれば増加する見込みだが、支出とのバランスで赤字になるため、評価はⅢとした。
- (病院) (3) 支出の節減について、人件費は増加しているため、評価はⅢとした。
地域包括ケア病床になると平均在院日数は関係なくなるため、見込みは表示していない。
- (委員) 地域包括ケア病床は 60 日ではないか。
- (病院) 地域包括ケア病床になると看護基準の在院日数の縛りがなくなる。60 日を過ぎると診療報酬が下がることになる。
- (委員) 転院ができないのではなかったか。
- (病院) 在宅復帰率を充たせばよいので、必ず自宅に帰らなければならないわけではない。
- (委員長) 病院より、資料 5 の 27 年度から 30 年度までの 4 ヶ年についての説明が終わった。質問はあるか。
- (委員) P21 の快適性の向上の評価がⅤというのは、高すぎると思う。
- (委員長) 次回の評価委員会の中で、評価委員会の意見を取りまとめていく。
評価委員が評価するデータはどのようなものか。
- (事務局) 業務実績報告書内に、各委員の評価及びコメントを記載していただき、それらを集約する。
- (委員長) 各項目について評価を行うが、一番大事なことは、第 2 期の計画に向けて役立つ評価が出来たかだと思う。過大評価をすると次の目標が難しくなるし、あまり低い目標を設定すると、法人の運営上、あまり意味がないものになる。第 1 期中期目標期間においては、無理してⅤの評価をしなくてもよいのではないかと思う。第 2 期の運営に役立てられるものになればよい。適切に妥当な数字をつけたいと思う。
- (委員) 第 1 期中期目標期間の評価をするにあたり、29 年度の法人の自己評価はわかるが、27 年度、28 年度の評価も教えてほしい。
- (事務局) 準備する。

- (委員) P27の人事考課制度の導入で処遇反映については、引き続き検討とあるが、看護師の場合、認定を取った看護師は一般の看護師と給料は同じか。それとも資格手当があるのか。
- (病院) 認定看護師については、人事考課制度とは別で考えている。資格を取得することに関しては、補助をすることを考えている。認定看護師以外にも資格があるが、努力をしている人には、出来るだけ処遇反映をしたいと考えている。
- (委員) 認定看護師の中でも診療報酬に反映する資格と反映しない資格とがある。
- (病院) 認定看護師が1人いれば診療報酬は取れる。同じものを2人目が取ろうとした場合に、病院がどうバックアップするか、処遇に反映するかは難しいと思う。今は1人しかいないため、増えた時に考えたい。
- (委員長) 今の話は、人事考課制度と職員確保の話であるが、認定看護師の資格を取るためには、かなり努力が必要になる。研修制度の推進の中で処遇を配慮していることを記載してもよいのではないかと感じた。
- (病院) 他の病院と比較しても旅費の支給や有給を多く与えるなど配慮している。
- (委員長) これからは明らかに人手不足になる。病院にとって一番ボトルネックになると思う。処遇を良くしていく病院も増えると思うので、先駆けて取り組んでほしい。

○その他

- ・今後の開催日程について説明

(閉会)

平成30年8月 日

芦屋町長 波多野 茂丸 様

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会
委員長 山口 徹也

意見書(案)

地方独立行政法人芦屋中央病院の平成29事業年度における業務の実績について、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例（平成26年条例第3号）第2条第1項第2号の規定に基づく、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会の意見は別紙のとおりである。

平成30年8月 日

芦屋町長 波多野 茂丸 様

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会
委員長 山口 徹也

意 見 書 (案)

地方独立行政法人芦屋中央病院の第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる第1期中期目標の期間における業務の実績について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項の規定に基づく、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会の意見は別紙のとおりである。

地方独立行政法人芦屋中央病院 第2期中期目標(素案)

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 地域医療の維持及び向上

(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

(3) 地域医療連携の推進

(4) 救急医療への取組

(5) 災害時等における医療協力

(6) 予防医療への取組

(7) 地域包括ケアの推進

2 医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保

(2) 医療安全対策の徹底

(3) 計画的な医療機器の整備

(4) 第三者評価機関による評価

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

(2) 快適性及び職員の接遇の向上

(3) 総合相談窓口の充実

(4) 地域住民への医療情報の提供

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

2 業務運営の改善と効率化

(1) 人事考課制度の導入

(2) 予算の弾力化

(3) 計画的かつ適切な人員配置

(4) 研修制度の推進

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

(2) 収入の確保

(3) 支出の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の維持

2 国民健康保険診療施設の役割

前文

地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は平成27年4月の設立以来、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院としての役割を担ってきた。

平成27年度から平成30年度までの第1期中期目標期間中においては、目標に沿って、医師および看護職員・コメディカル職員の増員に加え、皮膚科の新設、耳鼻咽喉科の診療再開、患者支援センターの設置、通所リハビリテーションの開設、ISO9001認証取得等を実現するとともに、新病院移転に伴う施設機能の充実、地域包括ケア病棟・緩和ケア病棟機能の追加がなされた。第2期中期目標の策定に当たっては、健診などの予防医療も含めた地域医療の中心的病院として、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供し、良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることが求められている。さらに、芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進への取り組み、地域住民が必要とする医療の整備及びさらなる安定した経営基盤の構築を求める。

ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。

現在確定事項ではありませんが文面に入れています。9月に確定する見込みです。

第 1 中期目標の期間

2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。

第 2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 地域医療の維持及び向上

芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、保有する137病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。急性期から終末期までに対応した医療を提供し、地域医療の中心的な役割を担うこと。

(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。

(3) 地域医療連携の推進

近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を強化すること。

(4) 救急医療への取組

芦屋町における唯一の病院として、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。

(5) 災害時等における医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。

(6) 予防医療への取組

町と連携し、住民健診の受け入れ体制を充実させること。また、後期高齢者医療制度及び社会保険による住民の健診機会の拡大に努めること。さらに住民全体を対象としたがん検診への取組みを強化すること。予防接種等を継続して実施すること。予防接種等を継続して実施すること。

(7) 地域包括ケアの推進

地域包括支援センターおよび医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に努めること。また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保

医療サービスの維持・向上を図るため、職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。

看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。

(2) 医療安全対策の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

(3) 計画的な医療機器の整備

地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。

(4) 第三者評価機関による評価

第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

(2) 快適性及び職員の接遇の向上

職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性の向上を目指すこと。また、外来待ち時間短縮等の環境整備による快適性の向上を目指すこと。さらに快適な入院生活を送れるよう環境の整備を行うこと。

(3) 総合相談窓口の充実

地域住民が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口のさらなる充実を図ること。

(4) 地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

4 法令遵守と情報公開

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

平成30年4月施行の地方独立行政法人法改正に対応した法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備するとともに、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 人事考課制度の導入

職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度の導入を引き続き進めること。

(2) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。

(3) 計画的かつ適切な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的かつ適切な職員配置を行うこと。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。

(4) 研修制度の推進

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。

(2) 収入の確保

病床数を維持し、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。

また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上並びに外来患者の増加により収入の増加を図ること。

(3) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。

病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の維持

新病院については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努めること。

2 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設として、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。

30芦住保第300号

平成30年7月31日

地方独立行政法人芦屋中央病院
評価委員会委員長 殿

芦屋町長 波多野 茂夫



地方独立行政法人芦屋中央病院第2期中期目標について（諮問）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、
下記の事項について貴評価委員会の意見を求めます。

記

○地方独立行政法人芦屋中央病院第2期中期目標について

中期目標 対比表

	第1期 中期目標	第2期 中期目標 (素案)
<p>前 文</p>	<p>町立芦屋中央病院は、昭和51年の開設以来、芦屋町をはじめとした遠賀郡他3町（遠賀町、水巻町、岡垣町）、北九州市若松区、八幡西区などの地域に根ざした医療の充実を目指し、地域住民の健康・福祉の増進に大きく貢献し、公立病院としての役割を果たしてきた。</p> <p>平成12年には病棟を改修し、一般病床97床、療養病床40床の合計137床を備え、多様化する医療ニーズに応えるべく診療科の増設、医療機器の充実を図り、質の高い地域医療の確保に努めている。</p> <p>平成18年には自治体立優良病院表彰、平成19年には自治体立優良病院総務大臣表彰を受賞するなど、健全な経営を行ってきたが、近年の高齢化の進展に伴う医療費抑制を目的とした診療報酬改定や医療法改正、医師をはじめとした医療従事者不足など、医療を取り巻く環境が厳しくなることが予想される。</p> <p>このような厳しい環境に対応するため、病院の権限による医療従事者の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による経営改善が可能となる地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>地方独立行政法人化後は、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院として、これまで以上に良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることを求める。</p> <p>ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</p>	<p>地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は平成27年4月の設立以来、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院としての役割を担ってきた。</p> <p>平成27年度から平成30年度までの第1期中期目標期間中においては、目標に沿って、医師および看護職員・コメディカル職員の増員に加え、皮膚科の新設、耳鼻咽喉科の診療再開、患者支援センターの設置、通所リハビリテーションの開設、ISO9001認証取得等を実現するとともに、新病院移転に伴う施設機能の充実、地域包括ケア病棟・緩和ケア病棟機能の追加がなされた。</p> <p>第2期中期目標の策定に当たっては、健診などの予防医療も含めた地域医療の中心的病院として、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供し、良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることが求められている。さらに、芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進への取り組み、地域住民が必要とする医療の整備及びさらなる安定した経営基盤の構築を求める。</p> <p>ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</p>

第1 中期目標の期間		
	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。	2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 医療サービス		
(1) 地域医療の維持及び向上	保有する一般及び療養病床を維持し、芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として専門的な医療を提供すること。また、高齢者医療に必要な幅広い診療科の存続及び強化とともに終末期医療の充実を図り、地域医療における中心的な役割を担うこと。	芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、保有する137病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。急性期から終末期までに対応した医療を提供し、地域医療の中心的な役割を担うこと。
(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供	地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担う病院として、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。	芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。
(3) 地域医療連携の推進	近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を強化し、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を構築すること。	近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を強化すること。
(4) 救急医療への取組	芦屋町における唯一の病院であり、地域住民からの救急医療の要望が高いことから、救急医療体制を充実させること。対応が難しい患者については、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。	芦屋町における唯一の病院として、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。

(5) 災害時等における医療協力	災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。	災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。
(6) 予防医療への取組	地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して住民健診（特定健診・がん検診等）や予防接種等を継続して実施し、予防医療に取り組むこと。	町と連携し、住民健診の受け入れ体制を充実させること。また、後期高齢者医療制度及び社会保険による住民の健診機会の拡大に努めること。さらに住民全体を対象としたがん検診への取組みを強化すること。予防接種等を継続して実施すること。
(7) 地域包括ケアの推進	高齢化社会に対応して、地域包括ケアシステムの構築の中で、在宅ケアを支援するとともに、町と協働して健康増進及び介護予防事業に取り組むこと。	地域包括支援センターおよび医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に努めること。また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。
2 医療の質の向上		
(1) 医療従事者の確保	医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。	医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。
(2) 医療安全対策の徹底	医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。	医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。
(3) 計画的な医療機器の整備	地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。	地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。
(4) 第三者評価機関による評価 (第1期中期目標に項目なし)		第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。

3 患者サービスの向上		
(1) 患者中心の医療の提供	患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。	患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。
(2) 快適性及び職員の接遇の向上	院内環境の改善や待ち時間の短縮に取り組むこと。	職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性の向上を目指すこと。また、外来待ち時間短縮等の環境整備による快適性の向上を目指すこと。さらに快適な入院生活を送れるよう環境の整備を行うこと。
(3) 総合相談窓口の充実	地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口の更なる充実を図ること。	地域住民が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口のさらなる充実を図ること。
(4) 職員の接遇向上	全職員が接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。	削除
(4) 地域住民への医療情報の提供	医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。	医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。
4 法令遵守と情報公開	医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。 また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。	医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。 また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

<p>1 法人運営管理体制の確立</p>	<p>法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備するとともに、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。 また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。</p>	<p>平成30年4月施行の地方独立行政法人法改正に対応した法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備するとともに、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。 また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。</p>
<p>2 業務運営の改善と効率化</p>		
<p>(1) 人事考課制度の導入</p>	<p>職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度を導入すること。</p>	<p>職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度の導入を引き続き進めること。</p>
<p>(2) 予算の弾力化</p>	<p>地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。</p>	<p>地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。</p>
<p>(3) 計画的かつ適切な人員配置</p>	<p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切かつ弾力的に配置すること。 また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。 さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。</p>	<p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的かつ適切な職員配置を行うこと。 また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。 さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。</p>
<p>(4) 研修制度の推進</p>	<p>職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。</p>	<p>職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。</p>

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持	自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。	自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。
(2) 収入の確保	診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上により収入の増加を図ること。	病床数を維持し 、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上及び外来患者の増加により収入の増加を図ること。
(3) 支出の節減	医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。	医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。 病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新築移転に向けた取組	平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、確実に事業を進めていくこと。	削除
1 施設の維持	老朽化が進む施設については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、新築移転するまでの安全な施設維持に努めること。	新病院 については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、 長期的に安全な施設維持に努めること。
2 国民健康保険診療施設の役割	国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与すること。	国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与するとともに、 総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。

地方独立行政法人法(平成15年7月16日号外法律第118号)

最終改正:平成30年6月8日号外法律第41号

改正内容:平成29年6月9日号外法律第54号[平成30年4月1日]

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。)に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。)を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。
(評価の結果の取扱い等)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。
(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

第三十一条 削除〔平成二九年六月法律五四号〕